

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による 電気料金の値引きの継続につきまして

当社は、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）の実施により電気・都市ガス料金の激変緩和措置が継続されることを踏まえ、このたび、2024 年 6 月使用分（2024 年 7 月請求分）まで電気料金の値引きを引き続き実施しますので、お知らせします。

本事業は、2023 年 11 月に政府が閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを引き続き実施し、燃料価格の高騰により、電気料金の上昇の影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業のご負担を直接的に軽減するものです。

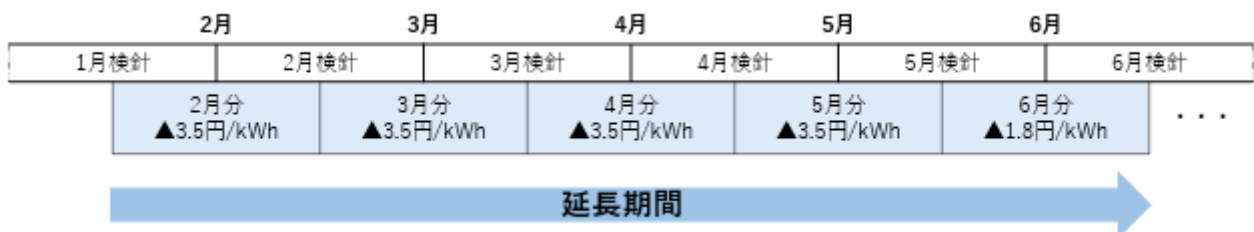
本事業による値引きの対象は、当社と電気をご契約されているすべてのお客さまです。毎月のご使用量に応じて燃料費調整額から値引きするため、お客さまによるお手続きは必要ありません。

■延長期間における電気料金の値引き単価

2023 年 2 月使用分～2024 年 5 月使用分（2023 年 3 月請求分～2024 年 6 月請求分）	3.5 円/kWh
2024 年 6 月使用分（2024 年 7 月請求分）	1.8 円/kWh

※消費税等相当額を含みます。

[対象期間のイメージ]



[値引きに関する供給条件]

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置 [低圧][2024 年 1 月 1 日実施]
(2024 年 2 月使用分から適用)

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置 [低圧][2023 年 10 月 1 日実施]
(2023 年 1 月使用分まで適用)

本事業についてのお問い合わせは、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。窓口へお電話くださいますようお願いいたします。

[引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います | 資源エネルギー庁]

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

[電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 お問い合わせ窓口]

TEL : 0120-013-305 全日 9 : 00～17 : 00（年末年始を除く）